

68 埼玉西部消防組合

建設 工事	査 設 ・ 測 ・ 計 量 調	書 類 名	摘 要
○	○	1 市税に未納の税額がないことの証明書 ＜写し可＞	・申請日前3か月以内に発行したものを提出してください。 ・申請する事業所の所在地が、構成市（所沢・飯能・狭山・入間・日高の5市）内の場合に提出してください。 ・事業所の所在地に応じ、以下の証明書を提出してください。 ・徴収の猶予を受けている場合等、未納であることに正当な理由があるときは、証明書に替えてそのことを証する書類を提出してください。 ＜所沢市＞ ・所沢市課税の市税の滞納税額のないことの証明書。（申請日前3か月以内のもの。） ＜飯能市＞ ・申請日前3か月以内に飯能市が発行したもの。 ＜狭山市＞ ・狭山市役所1階総合窓口及び各地区センター等で交付する証明書で、未納の徴収金がないことの証明書。（申請日前3か月以内のもの。） ＜入間市＞ ・入間市収税課及び各地区センターで交付する納税証明書で、税目が「滞納のないことの証明」のもの。（申請日前3か月以内のもの。） ＜日高市＞ ・申請日前3か月以内に日高市（税務課）が発行したもの。

【 埼玉西部消防組合 提出書類 】の問合せ先
 埼玉西部消防組合 契約会計課 契約・検査グループ
 TEL: 04-2929-9136 FAX: 04-2929-9127